

千葉県動物愛護管理推進計画の変更案に関する意見等の概要と県の考え方

御意見の概要		県の考え方
第2 動物の愛護及び管理に関する現状と課題		
8 災害時における動物の救護	P11 同行避難も各市町村で周知がされているか調査して、受入拒否などが無いようにしてほしい。	この計画で義務を盛り込むのは難しいと考えますが、今後も、避難所を運営する市町村に対して情報提供や助言を行い、関係団体とも連携しながら、市町村への支援を実施していきます。
第3 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する目標と基本的な方針		
1 目標	P13 収容された犬及び猫は初めての場所や人に対して身を守る為に攻撃性がでる場合があるのは当たり前なので、短い収容期間で攻撃性を問うのは不適切だと思います。 殺処分数の目標掲げるのは良いことだと思いますが殺処分ゼロの為に受入をせざるを得ない保護団体、個人ボランティアなどが多頭飼育崩壊になれば本末転倒だという事も盛り込んでほしい。現実には目標であるべき。産ませない、遺棄させない、飼い主が持ち込まない啓発活動や罰則が一番必要だと思います。	計画案には具体的な記載はありませんが、今後の譲渡適性判断の参考とさせていただきます。 犬猫の譲渡にあたり、ボランティアの皆様にご協力いただき感謝いたします。行政からの受け入れ個体数が過剰となり、ボランティアの皆様の負担とならないよう、これからも連携を密にして、適切な譲渡となるよう努めていきます。また、適正飼養に係る普及啓発について、今後も取り組んでいきます。
	目標1と目標2の頭数にかなり隔たりがあるのは、②譲渡先の確保や飼養管理が困難に該当する犬や猫となります。譲渡先が難しい場合も飼養管理ができるように何らかの改善策を求めます。	計画には具体的な記載はありませんが、1頭でも多く新たな飼い主に譲渡できるよう飼養管理に努めていきます。
4 地域における取組に対する支援	P16 以下のような記載はどうか。 飼い主のいない猫に係る活動など、地域における取組の支援方法として「地域ねこ活動パンフレットの配布(内容刷新)」「地域ねこ活動を実施またはコーディネートするボランティアに対して勉強会(オンラインを含む)の開催」「地域ねこ活動を実施する自治会への活動看板の配布」などを行ないます。	本計画は、全体の方向性を示すものですので、記載としては、現状のままとさせていただきます。ご提案いただいた具体策は御意見として承り、今後の取組み及び施策の参考とさせていただきます。なお、看板やチラシの配布については、求めに応じて配布等の対応をしています。また、オンラインを活用したセミナー等については、積極的な活用を検討していきます。
第4 課題への取組		
2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	P17,18 以下のような記載はどうか。 各市町村の所管の職員との協働でボランティアに対する地域猫活動や災害時の心得などのオンラインセミナーの開催、もしくはyoutubeを活用した動画をアップするなど、いつでもどこでも誰でも見られるような時代に即した形で啓発動画を作成します。 以下のような記載はどうか。 ポスター、パンフレット、パネルなどは動物愛護推進員やボランティアとの協働で内容を吟味し、作成します。 以下のような記載はどうか。 それらを啓発する看板やパンフレットは、県内の警察署、各市町村の公民館や役所などで「配布・掲示」してもらいます。 以下のような記載はどうか。 人材育成支援については、各市町村の所管の職員との協働で、ボランティアに対する地域猫活動の心得などのオンラインセミナーの開催、もしくはyoutubeを活用した動画をアップするなど、いつでもどこでも誰でも見られるような時代に即した形で啓発動画を作成します。	本計画は、全体の方向性を示すものですので、記載としては、現状のままとさせていただきます。ご提案いただいた具体策は御意見として承り、今後の取組み及び施策の参考とさせていただきます。なお、看板やチラシの配布については、求めに応じて配布等の対応をしています。また、オンラインを活用したセミナー等については、積極的な活用を検討していきます。

御意見の概要		県の考え方	
2 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策	P17	<p>畜犬登録を済ませてから譲渡をするうえで、畜犬登録窓口が平日しか対応していないため、大変苦勞をしています。郵送受付ができるように配慮してもらいたい。</p>	<p>狂犬病の登録事務は市町村が実施しているため、現状ではこのままの記載といたします。なお、狂犬病予防法の特例制度に参加している市町村では、窓口での手続きが不要となる場合がありますので、詳細は各市町村にお問い合わせください。</p>
	P17	<p>遺棄虐待が犯罪であることについて、全警察官に周知徹底して欲しい。</p>	<p>環境省が策定した「動物虐待に関する対応ガイドライン」に基づき、今まで以上に、警察等との連携強化に取り組んでいきます。</p>
	P18	<p>ペットショップ、ブリーダー等に対して、抜き打ちでの検査など厳しい措置が早急に必要だと思います。マイクロチップを獣医師以外が装着するなどの現状を鑑みると早急に法整備すべきだと思います。</p>	<p>現状でも、状況に応じて検査時の事前通告の有無は使い分けています。今後も動物取扱業の適正化に向けて努めていきます。</p>
	P18	<p>最近、売れ残った子犬を、ボランティア活動と偽り、かなりの金額を譲渡先に要求している団体がある為、販売目的で繁殖をした子犬が売れ残った場合、その後どのように飼育されるのかという管理をお願いしたい。同時に、譲渡を目的としているボランティア団体が、どこから譲渡犬を引き出しているのかを調べてもらいたい。</p>	<p>問題が確認された施設に対して、動物の適正な取扱いや法令遵守等に関する助言・指導を行うとともに、状況に応じて継続指導を行い、動物取扱業の適正化に努めていきます。</p>
	P20	<p>ボランティアが、不適切な多頭飼育現場を見つけた場合、積極的に官の担当課が関わってほしい。</p>	<p>今後も引き続き、関係機関やボランティア等と情報共有しながら、連携していきます。</p>
その他意見等			
全体		<p>ブリーダー等にマイクロチップ装着を義務化することは大いなる成果であるが、マイクロチップ登録の情報を県で把握をし、狂犬予防接種や畜犬登録等、また猫については何らかの管理目標に活かしてほしい。</p>	<p>マイクロチップ登録情報の活用については、今後の検討事項とさせていただきます。</p>
		<p>地域猫対策：捕獲・治療・避妊・去勢の費用補助 現在はボランティアたちが負担している。</p>	<p>県では飼い主のいない猫事業をとおして市町村への助成を行っています。ボランティアの費用負担を減らす取組については、御意見として承り、今後の施策及び検討の参考とさせていただきます。</p>
		<p>捨て猫、迷い猫、負傷猫を発見した時の連絡方法や、動物愛護センター・保健所の対応現状の説明(皆さん直ぐ殺処分になると思っています。受入れから殺処分、譲渡の流れ)を、一般の方々にもわかりやすく周知してほしい。</p>	<p>問合せ時に適宜説明していますが、御意見として承り、今後の施策及び検討の参考とさせていただきます。</p>
		<p>動物災害救護ボランティアに参加して気が付いたこと。受入れから返却までの流れが曖昧で徹底されていませんでした。皆さん困惑しているように感じました。シナリオを共有し手順の明確化が必要だと感じました。次回はスムーズに対応いただけると嬉しいです。</p>	<p>御意見として承り、今後の施策及び検討の参考とさせていただきます。</p>
		<p>「安楽死用の飲み薬」を使用し、苦しませず、眠るような死をさせられないか。殺処分される動物が、苦痛を感じない致死方法を行ってほしい。</p>	<p>なるべく苦痛を与えないようにするため、睡眠薬等を使用して致死処分しております。</p>